

令和元年第3回防府市議会定例会会議録（その3）

○令和元年9月10日（火曜日）

○議事日程

令和元年9月10日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（23名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	山 本 久 江 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	牛 見 航 君	6 番	曾 我 好 則 君
7 番	安 村 政 治 君	9 番	石 田 卓 成 君
10 番	宇 多 村 史 朗 君	11 番	吉 村 祐 太 郎 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	清 水 力 志 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	高 砂 朋 子 君
18 番	久 保 潤 爾 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	田 中 敏 靖 君
22 番	和 田 敏 明 君	23 番	上 田 和 夫 君
25 番	河 杉 憲 二 君		

○欠席議員（1名）

24 番 行 重 延 昭 君

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	伊 豆 利 裕 君	総 務 部 理 事	石 丸 泰 三 君
総 務 課 長	永 松 勉 君	総 合 政 策 部 長	小 野 浩 誠 君
地 域 交 流 部 長	島 田 文 也 君	生 活 環 境 部 長	原 田 みゆき 君
健 康 福 祉 部 長	熊 野 博 之 君	産 業 振 興 部 長	赤 松 英 明 君
土 木 都 市 建 設 部 長	佐 甲 裕 史 君	入 札 検 査 室 長	竹 末 忠 巳 君
会 計 管 理 者	吉 富 博 之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 村 利 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 江 博 文 君
消 防 長	田 中 洋 君	教 育 部 長	林 慎 一 君
上 下 水 道 局 長	河 内 政 昭 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 藤 井 一 郎 君

午前10時 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、行重議員でございます。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、吉村議員、12番、藤村議員、御兩名をお願いいたします。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、昨日に引き続きまして一般質問でございます。よろしくをお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、16番、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○16番（山根 祐二君） 「公明党」の山根祐二でございます。通告の順に従って一般質問をいたします。

最初に、浄化槽の整備についてお伺いいたします。

我が国では、高度成長期の1960年代にトイレ水洗化に取り組み、それに伴い単独浄化槽が普及し始めました。しかし、単独浄化槽はトイレのし尿のみ処理するもので、台所、

風呂、洗濯等による排水などの汚水はそのまま排水され、河川の悪臭や水質汚濁の原因となっています。

このため、2000年に浄化槽法が改正され、単独浄化槽の設置は原則禁止されました。汚れの除去率が20%である単独浄化槽に対して、生活排水をまとめて処理できる合併浄化槽の汚れの除去率は90%になります。

しかしながら、全国では約400万基の単独浄化槽が稼働中であり、これに対し、合併浄化槽は約370万基にとどまっています。単独槽から合併槽への転換は、環境省によれば、国の助成制度を活用しても、個人設置型の場合で平均約54万円の費用負担があるそうです。

合併浄化槽への転換を促すため、ことし6月に成立した改正法では、老朽化が著しい単独槽の所有者に対して、転換を都道府県が勧告、命令できるよう、権限を強化しました。また、浄化槽の維持管理を適切に行うための浄化槽台帳の整備を都道府県に義務づけました。

国は、今年度予算で、単独槽から合併槽への転換に伴う工事費の助成を拡充します。宅内配管の工事費について、30万円を上限に助成をいたします。

さて、本市におきましても、健全な水環境を維持するために、水質汚濁の原因である生活排水対策は重要な課題であります。

そこでお尋ねいたします。

1、本市の汚水処理形態別人口についてお聞かせください。

2、合併処理浄化槽への転換を促すための改正浄化槽法が成立しました。今後のスケジュールをお聞かせください。

以上、質問いたします。

○議長（河杉 憲二君） 16番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 山根議員の浄化槽の整備についての2点の御質問についてお答えいたします。

自然豊かな防府市の環境をより快適なものとし、将来にわたって継承できるよう環境の保全に努めることは大変重要であると考えており、環境衛生の向上のため、市では公共下水道について、令和8年度に100%を目指して整備を進めるとともに、公共下水道の計画区域外では、環境への負荷の少ない合併処理浄化槽の普及に取り組んでいるところでございます。

まず、1点目の本市の汚水処理形態別人口についてです。

汚水処理の方法は、公共下水道による処理、集落排水による処理、浄化槽による処理、くみ取りによる処理に大別されます。本市の平成30年度末の汚水処理形態別人口は、公共下水道によるものが7万8,598人、集落排水によるものが91人、浄化槽によるものが2万9,583人、くみ取りによるものが7,878人となっております。

浄化槽による処理につきましては、トイレを含むお風呂や台所等から排出される生活雑排水を処理する合併処理浄化槽とトイレからの汚水のみを処理する単独処理浄化槽があり、その処理人口は、合併浄化槽によるものが2万4,332人、単独浄化槽によるものが5,251人でございます。

2点目の合併処理浄化槽への転換を促すための改正浄化槽法が成立したが、今後のスケジュールはどうかとの御質問にお答えいたします。

浄化槽法の一部を改正する法律につきましては、本年6月に成立し、令和2年4月施行となっております。改正の背景には、議員御案内のとおり、汚れの除去率が低い単独処理浄化槽が浄化槽総数の約53%を占めており、約400万基残存していること、老朽化の著しい単独処理浄化槽が多く残存していること、また、毎年実施する浄化槽の法定検査の受検率が約40%にとどまっている状況にあることから、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための措置を講ずる必要があるとされております。

そのため、このたびの法改正により、公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれがあると認められる既存の単独処理浄化槽の除去等の必要な措置を都道府県知事が助言、指導等を行うことができることや、都道府県知事に対して、浄化槽に関する台帳の作成及び保管が義務化されること、また、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、都道府県知事と協議の上、市町村が指定することができることのほか、その指定区域内に市町村が管理、処理する公共浄化槽制度の創設等が定められました。

さて、議員お尋ねの今後のスケジュールでございますが、環境省が都道府県を対象に行った説明会の資料によりますと、10月までに省令改正に向けた検討会を設置し、議論がなされ、11月に省令改正案のパブリックコメントの実施、令和2年1月に省令の公布、同年4月に改正浄化槽法及び省令の施行となっております。

本市といたしましては、今後示されます省令に基づき、県と連携しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

本市の汚水処理形態別人口について、御答弁いただきました。

毎年度改善され、下水による処理人口が増えておりますけれども、今伺ったところによりますと、まだ単独処理の人口も5,251人あると、くみ取りの利用者についても七千八百幾らあるということでございます。これらについては、除去率が非常に低いということがわかっております。改善に向けて、今から進めてまいるとのことでございます。

防府市でも、この処理を進めているわけでございますけれども、下水道整備済区域におきましても、まだその下水道に未接続の方も多数いらっしゃるわけでございますけれども、下水道整備が済んでいる地域で未接続の方への啓発、これはどのようにされているでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道局長。

○上下水道局長（河内 政昭君） 御質問にお答えいたします。

下水道法では、公共下水道整備が完了した区域には速やかに接続をすることが義務づけられております。ただし、くみ取り便所につきましては、トイレの水洗化等が必要となりますので、3年以内に接続することとされておるところでございます。

これらを踏まえまして、下水道管への接続についての周知・啓発活動としましては、工事開始前の説明や公共下水道供用開始告示説明会において説明をしているところでございます。また、市広報やホームページの中でも御案内しているところでございます。

なお、接続されていない御家庭へは、それぞれ訪問いたしまして接続をお願いしており、訪問回数は年間約3,000件でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。その都度都度に説明を行っているということでございます。

くみ取り利用者に対しては、3年以内に接続をしていただくということでございますけれども、なかなかこれも費用がかかることなので、難しいところもあると思いますけれども、3年以内に接続というのは、啓発した場合に、その結果として、詳しい数字は必要ないですけれども、どういうふうに移しているか、3年以内に接続完了しているのはどの程度、大まかで結構ですけれども、ございますでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道局長。

○上下水道局長（河内 政昭君） くみ取りだけは、ちょっと今把握していないんですけど、接続をお願いして、実際に接続していただいているのが5%に満たない程度でございます。

いろいろお伺いをお願いしておるんですけど、なかなか、自分たちの跡継ぎがこちら

に帰ってこないとか、もう高齢者の世帯だけで、高額な金額を出して下水道に接続するというのはなかなか厳しいところがあるというふうなお話もありまして、無理にどうしてもというのは、なかなかそこまでは言い切れないともありますので、今のところはそうした状況でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 接続完了するのは5%程度ということでございまして、そういったところの世帯に関しては、生活雑排水に関しては、河川とか、側溝に流しているという状況になっているわけでございますので、ここで、やはり法が整備されて、今から浄化槽の台帳なども整備されていくわけでございますから、しっかりそれを追って行って、今までよりもさらに接続率、下水を利用する方が増えるように、行政としても努力していく必要があるのではないかと思います。

聞いたところによりますと、ある市では専門チームをつくって、そういう単独浄化槽などの御家庭に、なぜそれを合併にする必要があるのかということ、細かく説明に回っているというようなどころもあるそうですから、本市としても何らかの策を今から講じていく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

実際、くみ取り利用者や単独浄化槽利用者、先ほどもかなりの数字が出てきたわけでございますが、この方々は、今御答弁にありましたように、合併処理浄化槽への転換、これをしっかり促進していく必要があります。また、助成制度もありますので、その助成制度、その周知も必要となつてまいりますけれども、この浄化槽への転換の促進についてどのようにされているのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答ひいたします。

単独処理浄化槽やくみ取り式から合併処理浄化槽への転換の周知につきましては、市の浄化槽補助金制度をホームページ等に掲載することにより、合併処理浄化槽への転換の促進を図っております。

今後、このたびの法改正の趣旨を踏まえ、なお一層、県と連携し普及・啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 現時点での浄化槽を設置する場合の助成策というのは、現在どのようになっていますでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 上下水道局長。

○上下水道局長（河内 政昭君） 御質問にお答えいたします。

本市では、公共下水道事業計画区域及び漁業集落排水事業処理区域を除いた地域の住宅への合併処理浄化槽の設置について補助金を交付しております。

まず、補助金額ですが、5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円でございます。

また、過去5年間の件数と補助金額でございますが、平成26年度が182件、6,643万8,000円、27年度が174件、6,131万6,000円、28年度が144件、5,050万6,000円、29年度が173件、6,102万8,000円、30年度が144件、4,988万円で、5年間を平均しますと163件、約5,783万3,000円でございます。

なお、単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換につきまして、過去5年の件数を申し上げますと、平成26年度が50件、27年度が37件、28年度が30件、29年度が37件、30年度が27件となっており、5年間を平均しますと36件で、全体の約22%でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 詳しい御説明ありがとうございました。

これから、この改正法による法の施行までの間、さまざまなスケジュール、先ほど御答弁いただきましたけれども、具体的な動きとしてはこれから出てくるのではないかと思います。

10月までに検討会を行い、11月にはパブコメと、1月には省令公布、4月に法の施行となるということでございますので、その中では浄化槽台帳の整備ということも、県からの指示でいろいろ定まってくるかと思えます。その県から来た指示につきまして、効率的な動きができますように、市としてしっかり検討して、体制を整えていただきたいと思っております。

防府市の水環境、水質汚濁とか、そういったことに関して、生活雑排水が現在でも多く河川に流れ込んでいるという現実がございますので、こういったことを考えると、合併浄化槽や、あるいは下水利用者を増やしていくということが環境整備にとって必要なことだと思いますので、その辺のところをしっかりと力を入れて、これから取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

この項については以上で終わります。

次に、消費増税に対する景気対策についてお尋ねいたします。

2019年10月1日に予定されている消費増税では、所得が少ない人ほど税負担が重くなる問題が指摘されています。これを逆進性と言います。

そこで、逆進性対策として、プレミアム付商品券という制度が実施されます。プレミアム付商品券を購入すると、25%お得に買い物ができますが、購入できる人は限られており、上限額や有効期限も設けられております。

対象者は、大きく分けると2種類で、住民税非課税区分者と子育て世帯に分かれます。対象者の総計は2,450万人とされており、国民の約5人に1人の割合であります。

質問の1ですが、対象者に対する現在の対応状況はいかがでしょうか。

次に、社会保障と税の一体改革のもと、消費税率引き上げに伴い、所得の低い方々に配慮する観点から、酒類、外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税軽減税率制度の実施に当たり、8%と10%という複数の税率に対応できる複数税率対応レジを購入する小売店などもあることでしょうか。その場合、費用の一部は中小企業が中小機構を通じ補助することとなっています。導入済みのレジを改修する費用も助成されます。

また、電子的な受発注システム、請求書管理システムの改修などに対する支援も行われます。

質問2として、市内事業者への複数税率対応レジ導入状況はいかがでしょうか。また、未導入事業者への取り組みはどのように考えられていますでしょうか。

キャッシュレス・消費者還元事業は、消費税率引き上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げの後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

質問3は、中小小売店等でキャッシュレスで買い物をすると、原則5%のポイント還元が実施されますが、対象店舗のキャッシュレス決済の導入の状況はいかがでしょうか。また、市としての今後の取り組みはどのようにされますでしょうか。

次に、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳までの全ての子どもの利用料が無料になります。ゼロ歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料になります。幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等は、対象となるためには、市町村から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

質問のアとして、本市における対象となる子どもは何人で、そのうち保護者の手続きが必

要となる場合はどのような場合でしょうか。

イ、保護者や対象施設に対しては十分な説明が必要ですが、どのように取り組むのでしょうか。

ウ、この制度は、将来子どもたちを持ちたいと考える人にも希望を与えるものですが、そういった人たちにも広く制度を周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山根議員の消費税率引き上げに伴う景気対策についての4点の質問のうち、私からは、プレミアム付商品券事業等の3点についてお答えいたします。

国においては、少子高齢化による社会保障財源の確保のために行う消費税率引き上げによる、消費の冷え込みを防ぐための経済対策として、プレミアム付商品券事業、軽減税率制度、キャッシュレス・消費者還元事業など、さまざまな景気対策を講じられています。

私といたしましては、市で行う必要がある事業や対策をしっかりと実行していくことが責務であると考えております。

まず、1点目のプレミアム付商品券購入対象者への対応状況についてでございます。

住民税非課税の方への対応状況につきましては、7月末に、対象となる可能性のある方に対しまして、課税課からプレミアム付商品券購入引換券交付申請書をお送りしており、現在、申請書の受け付けを行っているところでございます。

受付後は、住民税の賦課状況を確認し、対象となる方には購入引換券を送付いたします。

次に、子育て世帯の方への対応状況でございます。平成28年4月2日から令和元年7月31日までの間に生まれたお子様がおられる世帯につきましては、今月中旬に購入引換券を送付する予定でございます。また、令和元年8月1日から9月30日までの間に生まれたお子様がおられる世帯につきましては、10月下旬に購入引換券を送付する予定にしております。

事業の概要、手続方法等につきましては、市関連施設等へのポスターの掲示、チラシの配置や市広報、市ホームページにおいて周知を行っております。

また、高齢の住民税非課税の方の申請を促進するため、市内の入所福祉施設等へ、対象の方の購入引換券交付申請の支援をお願いしているところでございます。

今後も、購入対象の方の申請手続や商品券の購入等が円滑に行えるように、適切な情報提供を行ってまいります。

次に、2点目の複数税率対応レジの導入状況についてでございます。

中小企業庁では、消費税軽減税率制度の実施に当たり、中小企業・小規模事業者に対して、複数税率対応レジの導入等の経費の一部を補助するなど、円滑に準備が進むよう支援策が講じられております。

本市におきましては、防府商工会議所、防府市中小企業サポートセンターを中心に、消費税軽減税率制度及びその対応について相談会等を開催するとともに、複数税率対応レジの導入に関する周知を図っているところですが、さらに店舗への戸別訪問等により導入を促進してまいります。

次に、3点目のキャッシュレス決済の導入状況についてでございます。

消費税引き上げ後の消費喚起と中小企業・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、キャッシュレス・消費者還元事業が実施されます。この事業の実施に当たり、中小企業庁ではキャッシュレス決済端末の導入に係る費用を補助するなど、中小企業・小規模事業者のキャッシュレス決済の導入を支援されております。

あわせて、議員御案内のとおり、ポイント還元の対象となる加盟店の登録が現在進められているところでございまして、直近の市内の登録店舗は127店舗でございます。引き続き、市内中小企業・小規模事業者のポイント還元の登録店舗の拡大を促進してまいります。

現在進められているキャッシュレス化は、事業者の生産性向上や消費者の利便性向上などを目的に進められており、本市におきましても、県の補助事業を活用し、防府商工会議所と連携して、電子マネーやQRコード等の実体験事業を行い、中小企業・小規模事業者と消費者の両面へのキャッシュレス化の普及啓発に取り組んでまいります。

市といたしましては、プレミアム付商品券事業など、消費税引き上げに伴う必要な事業や対策について、しっかりと実行してまいります。

残りの質問につきましては、健康福祉部長より答弁させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 私からは、4点目の幼児教育・保育無償化制度についての御質問にお答えいたします。

まず、御質問アの無償化の対象となる子どもの人数及び保護者の手続が必要となるのはどのような場合かについてお答えいたします。

無償化の対象となる子どもの人数につきましては、9月1日時点で申しますと、幼児教育・保育を受けている子ども約4,200人のうち、約3,100人が無償化の対象となります。内訳につきましては、3歳から5歳までの子どもが約3,000人、ゼロ歳から

2歳までの住民税非課税世帯の子どもが約100人となっております。

また、無償化のために保護者の手続が必要となるのはどのような場合かにつきましては、一般的には、認定こども園、幼稚園及び保育園を利用している場合は、無償化の手続をする必要はございませんが、無償化のための手続が必要となる場合は、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用する場合でございます。

手続につきましては、保育の必要性の認定を受けるための申請書を市に提出していただく必要がございます。

次に、御質問イの保護者や対象施設に対しては十分な説明が必要だが、どのように取り組むかについてお答えいたします。

市の担当課から、対象施設への説明につきましては、4月から、これまでの間に延べ7回の説明会をはじめ、個別の対応も随時行いながら周知を徹底しております。

また、対象施設におかれましても、チラシ等を保護者に配布し、制度の内容について説明をしていただいております。

さらに、市広報8月1日号及び市ホームページに制度の概要を掲載するとともに、啓発ポスターを対象施設へ配布し、周知しております。今後も引き続き、保護者や対象施設からの問い合わせに対し、丁寧に説明をまいります。

最後に、御質問ウの将来子どもを持ちたいと考える人への制度の周知についてお答えいたします。

国におかれましては、8月5日からテレビCMの放映や内閣府ホームページの特設サイトを開設され、さらに新聞広告への掲載により、広く制度の周知が進められております。

本市におきましても、子育てをされている方だけではなく、これから子どもを持ちたいと考える方にも周知を図るため、子育て応援サイトへも掲載することとしております。新制度がスムーズに開始できるよう、しっかりと準備を進めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

プレミアム付商品券につきましては、7月末から非課税対象者に通知していると、それから子育て世帯には今月中旬、あるいは10月下旬に送付していくということでございました。

この中で、子育て世帯に対しては引換券が送付されて、そして非課税世帯には申請書が送付されている違いがあるわけですが、その理由についてお伺いいたします。

また、非課税世帯であり、なおかつ子育て世帯でもある場合の対応はどのようにされて

ますでしょうか、お願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の住民税非課税者に対して申請書が送られた理由という御質問でございます。

これにつきましては、プレミアム付商品券事業における住民税非課税の方の要件確認につきましては、当事者の税情報を本人の同意なく利用することができないため、住民税非課税者御本人による申請が必要となるからでございます。

2点目のプレミアム付商品券が子育て世帯とあわせて、非課税者に該当する場合はどうなるのかという御質問でございます。

これにつきましては、今回のプレミアム付商品券事業の購入対象者の要件である住民税非課税の方と、対象となるお子様のおられる子育て世帯の両方の要件に該当される方は、両方の立場で商品券を購入していただくことができるものでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 理由については理解をいたしました。

御高齢の方に対する場合につきましては、なかなかその対応に難しい点もあるのではないかと思いますので、その点は親切な説明をしていただきたいと思います。この制度がスムーズに運営されていくために、市の対応というのも非常に重要になってまいりますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

軽減税率実施について、市内業者への対応ということも御説明をいただきました。この軽減税率については、制度がわかりにくいとの声もありますけれども、現在、世界では40カ国以上が軽減税率を導入しています。既に軽減税率は世界の常識になっておるわけでございます。

レジ補助金については、複数税率対応レジを当初、9月末までに導入し、そして代金の支払いまでを完了すると、こういった必要がありました。先ごろ緩和をされ、9月末までにレジ購入の契約手続を済ませ、12月16日までに補助金申請をすれば、最大20万円の補助金が支給されることになっております。

こういった情報を周知して、事業者への啓発は行政もしっかりと後押しする必要があると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

中小小売店でのキャッシュレスで買い物をするとポイント還元が実施されるということで、これは、御答弁にもありましたように、そういう取り組みをする場合には店側の登録

というのが必要になります。御答弁の中で、現在127店舗ということでしたので、しっかり推進していただきたいと思います。商工会議所と連携を取りまして、知らなかったということがないように、市としてでき得る周知の方法というのをお願いしたいと思います。

4番目の幼児教育・保育の無償化制度につきましては、詳しく説明をいただきました。保護者や対象施設に対するの説明も、これまで7回説明会を行い、個別の対応もしていると、チラシなどもつくっておるということですのでございます。しっかりその点、進めていただきたいと思います。

ウのこの制度は将来子どもを持ちたいと考える人に希望を与えるということで、これに対しても、国としても、先ほど答弁にありましたように、テレビCMなどを利用して広く周知しております。

防府市は何をしているかということを考えますと、子育て応援サイトに掲載をしているという御答弁でございました。国の事業ではございますが、市として、市民に対する親切な、わかりやすい周知というのが必要になってくると思います。我々も議員として、現在、こういう動きが出てきておりまして、市民からさまざまな質問を受け始めたところでございますので、周知についてはしっかり努力をしていただきたいと思います。

昨年9月、本市の教育・保育の受け皿整備について質問をしております。そのとき市長の答弁では、幼児教育・保育の無償化が実施された場合、潜在的な需要が喚起されることによる待機児童の発生、増加も強く懸念しておるという御答弁がございました。

そして、国からの情報収集に努め、必要に応じて国へも要望していく。国の動向をしっかり注目しながら、今後も保護者が安心して子どもを産み育てることができ、仕事と家庭の両立ができるよう、責任を持って受入体制の充実と保育施設の確保に努めてまいりたいというふうに、池田市長は答弁されております。

今後、この点についてももしっかり努力して、市民のために行動を起こしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、16番、山根議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、22番、和田議員。

〔22番 和田 敏明君 登壇〕

○22番（和田 敏明君） 会派「改革」の和田敏明です。それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目のまちづくりについて。

アの、中心市街地活性化についてですが、これまで本市の中心市街地活性化に向けての取り組みといたしましては、中心市街地活性化事業や商店街等にぎわい創出事業など活性化を推進する一方で、商店街活性化事業を廃止するなどの抑制もなされ、池田市長なりに財政が厳しい中で実績の上がらない、あるいは今後の見通しが厳しい事業等については見直されてきたのかなと思います。

そのような中で、さきの定例会での一般質問の中で、ルルサス防府から北側にアルク防府店西側を経由して旧国道2号までの区間と、中国労働金庫からアパホテルまでの区間で市道を延伸することが中心市街地の活性化を加速させると考えるとの質問に対し、中心市街地の道路について市長は、地元や経済界から議員お示しの2つの路線も含め云々というところから、市道栄町藤本町線、つまりルルサス防府から旧国道2号まで南北で結ぶ道路をまずは整備していきたいとの回答があったところでございます。

また、新庁舎建設に係る実質負担の削減で生じたお金の一部を中心市街地の道路整備に投資すると、いかにも財源まで考慮された前向きというよりは、決定しているとも捉えられるようなこの突然の回答にはいささか驚きました。実質負担の削減で生じたお金の一部を他に投資するということは全く財源の削減にはなっていないのではと思いますが、このような中心市街地活性化ビジョンがほかにもあるのでしょうか。

次に、イの、周辺の核となる地域の活性化についてですが、中心市街地活性化を推進する一方で、中心部から離れた地域では企業等、働ける場所がなく、スーパーマーケットやコンビニがないところもあります。人口が少なければ収益も見込みづらい、アルバイト等の人員確保も困難、その他防犯面等、目に見えるだけでも多くの課題が見受けられます。さらに、市街化調整区域や農用地等、中心市街地とは違う厳しい条件がございます。

次に、ウの、交通弱者・交通不便地域等の解消についてお伺いいたします。

まちづくりに欠かせないのは、市民の外出を支援あるいは促進することが重要であることは、私も行政も共通の認識だと思います。できるだけ多くの方々の移動手段を確保することで、まちの潤いにつながるのではないのでしょうか。

問題は移動手段の確保ですが、現在、本市では切畑デマンドタクシーの運行に続き、玉祖デマンドタクシーの実証運行に取りかかろうとしております。しかし、同じ玉祖地域でありながら、バス路線が違うとの理由で一部該当しない地区がありました。私が該当しない地域の移動手段の確保についてしつこく尋ねたところ、部長より、実証運行の結果、地域からそのような声が挙がれば検討するとの答弁がなされたと思います。

この答弁も含めて納得のいかない私のところに後日、担当課の職員が説明に来られて、

現在、運行している路線については利用者が競合することもあり、デマンドタクシーの導入はバス事業者に受け入れてもらえないと考える、また現在、バスやタクシーの運転手が不足しており、今後デマンドタクシーでの対応はできないどころか、既存のバス路線の維持も難しい。したがって、現状では該当していない地区でのデマンドタクシー導入による対応は難しいとの説明がなされました。検討すると言ったり、できないと言ったり、その対象となる市民にどのように説明すればよいのでしょうか。

いずれにしても、今議会初日に総合交通体系調査特別委員会の山田委員長からも、まずは全部テーブルに載せていただいて協議を始めていただきたいとの報告がなされたように、同じ移動手段の確保を促進していくなら、一人でも多くの市民のために広く考えてはいかげんでしょうか。本市も緩やかとはいえ、少子高齢化の波はおさまる傾向にはないと思われまます。現実として、高齢者が増えれば免許証の返納者の増加と、自家用車になりかわる移動手段を必要とされる方々が増えることが予測されます。

国としても、できるだけ早い段階での運転免許証の返納を促しております。しかしながら、かわりの移動手段も確保できない状況では、免許証の返納は困難ではないでしょうか。また、慢性的に足が痛む等、体調がすぐれず、身寄りのない方々が日常の買い物や病院等に通うにはどうすればよいのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

まず、アの1点目、あえてお尋ねいたしますが、中心市街地とは、どの範囲を示すのでしょうか。

2点目に、中心市街地活性化をすることの必要性を具体的に教えてください。

3点目に、先ほど示した道路整備をすることで、どこに対してどのような効果が見込まれるのか、具体的に教えてください。また、先ほど示した、道路整備以外の中心市街地活性化ビジョンがあれば教えてください。

次に、イは1点のみですが、中心市街地の範囲には入っていないが、市内それぞれの地域で日常生活を送るために必要不可欠な周辺の核となる地域の活性化について、これまでもビジョンを示されてこられたと思いますが、これまで一体どのように進んでいるのか。また、活性化に向けて今後どのように取り組んでいくのか教えてください。

最後に、ウについても1点のみとなりますが、交通弱者・交通不便地域等の解消について、現状を踏まえてどのように解決していくのか、お伺いいたします。

以上、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 22番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員のまちづくりについての3点の御質問にお答えいたします。

本市のまちづくりについては、生活の拠点とネットワークの形成を主軸に産業活動、土地利用、交通等の施策を総合的に展開していき、持続可能な都市構造の創出を図りたいと考えております。

1点目のまちづくりについてのうち、まず中心市街地の範囲でございます。

本市の中心市街地は、商業・業務施設の多く集積する地域である都市計画における用途地域のうち商業地域で、おおむね消防本部、防府市公会堂、T S U T A Y A防府店、市役所の4点で結んだ区域周辺と、天神商店街から天満宮までの道路周辺を足した区域となります。

次に、中心市街地活性化の必要性についてです。

今後、少子高齢化が見込まれる中、将来を見据えた持続可能なまちづくりを行うためには、鉄道高架事業や土地区画整理事業などによって形成されたまちの資産を生かしながら、多様な交通アクセスを集約できる結節点である中心市街地に広域的に影響のある商業・業務・公共施設をはじめとした都市としての機能を集積し、しっかりとした都市核を形成することで、まち全体を牽引していかなければならないと考えております。

次に、市道栄町藤本町線の整備についてでございます。

当該路線周辺は道路が狭いことが大きな要因となり、古い建物が多く、建て替えも進んでいない状況となっております。この路線を防災の観点から、緊急自動車等が通行できるよう拡幅整備をすることによって、安心・安全なまちづくりに寄与するとともに、周辺土地の利用促進や近接するルルサス、アスピラートなどのエリアの活性化の契機となるものと考えており、また防災等の有利な財源を活用できるよう早期に実施したいと考えております。

2点目の、周辺の核となる地域の活性化についてです。

本市では、昨年4月に策定した防府市の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランの中で、一つの都市核と12の地域核を位置づけております。周辺部の核となる地域核は、各地域に応じた生活利便性を有するまちづくりの展開に向けて日常生活、交流、交通等の拠点となる場所を位置づけており、各地域の特性に応じた核を形成してまいります。

玉祖地域を例にしますと、地域の北側には山々があり、南側には佐波川が流れております。また、平地部の大部分が農地であるという自然豊かな地域であることから、自然環境を保全しながら、地域のコミュニティやレクリエーションの拠点となる場所を核として形

成していきたいと考えております。

3点目の、交通弱者・交通不便地域等の解消についてです。

本市では、昨年3月に策定した防府市地域公共交通網形成計画に基づき、バス路線の再編や地域の実情に応じた公共交通サービスの検討などを進めているところであり、これまでバス停の新設やデマンド型乗合タクシーの導入などを実施してまいりました。こうした取り組みを実施する中で、既存のバス事業、タクシー事業を担う運転手の高齢化、また深刻な運転士不足が課題として浮き彫りとなったところでございます。

一方で、昨今、高齢者による交通事故が社会問題化し、本市においても運転免許証を返納する高齢者が増加しております。こうした方々も含め、いわゆる交通弱者といわれる方々の移動手段の確保は一層必要になると考えております。

このような状況を踏まえ、今後はこれまでの取り組みに加え、新たな視点での対策の検討が必要と考えられますことから、学識経験者や交通事業者、関係行政機関などで構成する防府市地域公共交通活性化協議会において協議し、その御意見をしっかりと聞きながら対応について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問をさせていただきますが、先日の今津議員の質問の中での御答弁でもございましたように、駅を中心として活性化を図ろうとされておると認識しておりますが、これまでも行政や一部の有識者は、駅は交通の拠点であり、駅を中心としたまちづくりが必要という御意見が非常に多くあるというふうに思いますが、駅というのは今、通勤・通学者の利用がほとんどじゃないかと思うんですが、そのような中で駅を中心としたまちづくりというのは今現在、一体誰のために必要なのか、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） お答えをいたします。

中心市街地の活性化は、誰のためにやっておるのかという意味合いだろうというふうに思います。

このテーマにもなっておりますまちづくりは、市のいわゆる都市経営そのものだというふうに考えております。そういった意味で考えますと、要は財政運営にも直結していくわけでございます。なぜ中心市街地に、この道もやるのか、いろんなことをしていくのかという意味合いは、今の防府市の……。

ちょっと話が長くなるかもしれませんが、一般財源の中で市民税と固定資産税があるわ

けですけれども、主だったところはですね。今から人口減少が予想される中で、市民税というのは減っていくことが予想されているわけです。そういった意味で、固定資産税というものが非常に重要な財源であると。

そういったことで、この固定資産税をどうにかして上げていかないと、都市経営というのはできないといったことです。それをするために何をするかというのが行政投資であると。それがひいては、市全体の市民のための再投資につながっていくといった考えでございまして、そういった意味では、市民全体のためにやっているというふうに御理解いただければというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） これまでも本市においては例えば、鉄道高架事業と同時に公共による南北の区画整理事業、またルルサスの建設をしてきたり、中心市街地、特に駅の周りというのは随分と投資してきました。固定資産税を追う余り、余りにも投資が大き過ぎると。その辺のバランスというのはきちんととれておられたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） この答弁をいろいろ考える中で、過去の税収等も全部調べてみました。平成5年、いわゆる陸開事業であるとか再開発事業であるとか、それが大体あそこに手をつけ始めた、一番大きいきっかけだったと思うんですが、その平成5年のときと平成10年のころを比べてみました。でき上がった後。そうすると、約6億円ぐらい短期的には増えておりました。

ただ、その後いわゆる、これは全国的に地方都市に見舞われている地価の下落の影響を相当受けておりまして、今は平成30年ベースで行きますと、その当時の土地だけでいきますと3分の2になっているという状況でございます。建物に関しては、その後の再開発事業でマンションがうまくいったということで、その後マンションがどんどん中心市街地に建って今は人口が増えておるわけでございますけれども、そういった影響もありまして全体的には横ばいであるといったことがございます。

そういった意味では、うまくいっている面もあるし、ちょっと予測に反している面もあるかとは思います。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） これはちょっと古いものになるんですが、中心市街地活性化

基本計画を策定されましたよね。

当時、認定された141市の213計画のうち、2016年度末までに実施期間を終えて国に報告書が提出されたのは109市の118計画だが、居住人口、通行量など計346項目のうち達成できたのは101項目、実施前より悪化したものは166項目であり、目標の達成率はわずか3割という状況にありました。また、実施前より悪化したケースは5割にわたることが調査により判明しております。

ちなみに、当時、全ての項目が達成できたのは、愛知県の東海市など、わずか8市だけだったとのことでした。

今、防府市も緩やかとはいえ、人口が減少傾向にある中で、かつてのにぎわいを中心市街地であったり、商店街であったりというのを求めていくことは難しいと、これはもう全国各地の現状を見れば結果としてあらわれているわけですよね。その中で防府市はやっぱり市民のこと、全体のことを考えて今から新たな取り組みをどんどん考えて、一個横、二個横の視点でやっていかなければ生き残れない、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 議員おっしゃるとおりでございます。何かあるとやっぱり王道としての投資といいますか、市としての政策は推し進めていかなければならないというふうに考えております。そういった意味では、中心市街地は、その一つだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 市長に1点お伺いします。

中心市街地を活性化していくに当たって、この活性化が達成された状況というのは、どういう状態を指すのか、頭の中にあるものがあれば教えていただければと思います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 中心市街地を活性化した後はどうなるのかという、絵があるかということでございますけれども、それは頭の中には大きな絵はございますけれども、なかなか議員も申されたように、今の社会経済情勢とかいうと非常に厳しいものがあると思います。

かつての投資で一旦は固定資産税が6億円増えたということもありますけれども、今は市役所の建て替えがございますので、そうした面で厳しい財政状況ですので、投資にも一定の制約はありますけれども、そうした中で厳しい状況の時代にあっても防府が生き残れ

て、少なくとも県内では一番よい防府市と言われるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） それでは、ルルサスから旧国道2号に抜ける道路については、きのう随分、今津議員から伺っていただきましたので、私のほうからは——とにかく、突然出てきた話で大変驚いておるんですが。

今現在、中心市街地活性化事業の中で、中心市街地活性化協議会支援補助金であったり、協議会等をつくられて、そういったものを出されています。中心市街地をどうしようかというまだ調査の段階にあると思うんですが、そのような中で、もう財源まで見えているような御発言がなされております。これは、ほかにもこういったことがあるのでしょうか。

また、この中心市街地活性化協議会の方々というのは、そのことはもう御存じなのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） このいわゆる市道の財源ということだろうと思うんですがございますけれども、きのうの答弁でも少し申し上げましたが、もともと中心市街地活性化基本計画をつくる中で、それは民間の事業が主でございますので、それと一緒にやってみようといったことではございましたけれども、そこら辺の計画、大幅な見直しが余儀なくされている現状を踏まえ、いわゆる道路単独でできる財源というのは当然あるわけがございます。

そういったものを活用する。特に今は、防災の観点でやれる交付金事業というのもございます。これは年限が限られてございましたので、それを急いでやるといったことにしたわけがございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 私は市長から聞くより前に、外部からそのような話を聞いております。なぜか議会が置いていかれているような気がしておりますので、スピード感を持ってというのは結構ですが、順番は間違えないようによろしく願いいたします。

それと中心市街地ではないんですが、各地域の核となるような地域についてですが、当然、中心市街地を活性化して人をどんどん中心部に寄せていけば——今せっかく中心部以外の核となる地域に、例えばお店とか散髪屋さんであったりとか、いろんなものが出ていますが、逆にそっちのほうがかだんだん利用者が少なくなる傾向になるんじゃないかと思うんですが、そこの辺のバランスというのはどのようにお考えでしょうか、お伺い

たします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） これは都市計画マスタープランの12の核といったところの、それぞれの地域の持続可能な地域づくりがしていけるようにといったことでございます。

これは都市計画マスタープランには、そのイメージを描いてございますけれども、行政のできることは、その環境整備であるというふうに考えております。

いわゆる交通網でそれを結ぶということも都市計画マスタープランに書いてございますけれども、それもちよっといろいろうまくいっていないところもあるわけでございますが、大まかに言えば行政の役割というのはある程度限られていて、そのお手伝いをして、そこにお住まいの方にいかにそこに住んでいただけるかということのイメージしか特に今は提示できていない現状でございますので、そこら辺は各地域にも都市計画マスタープランの説明会のときに入りますけれども、地元と協議していろいろつくり上げていくものだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 例えば、旧国道2号沿いの植松周辺にはコスパを含めた地域にスーパーが2店舗、洋服店、靴屋さん、電気屋さんとか、またお医者さんなんかもございます。これは本当に民の活力でつくられたもので、おっしゃるように、地域の方が今から自力で呼び込んで稼いでいくことも考えていかなければならないというふうに思っております。そのお手伝いを行政としてしっかりしていくということが、まずはできることだろうというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと1点目の最後に、交通弱者・交通不便地域等の解消についてですが、本当に移動手段のない方からすれば切実な問題であると思います。私もよく通る道路をお年寄りの方が毎日つえをついて歩いて、帰りは今度、重たい荷物を持って帰るわけですが、これはもう喫緊の課題と、遅過ぎるという状況にあると思いますが、今後このことの加速化を図っていかなければならないと思います。

もう少し詳しくというか、どうしていきたいんだという思いをいただければというふうに思います。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） お答えいたします。

交通弱者、それから交通不便地域等の解消について、今、市長が答弁申し上げましたよ

うに、運転士の高齢化ですとか、それから運転免許証の返納者の増加といろんな課題がございます。それに対して新たな視点での対策の検討が必要ということで、具体的なものというのは、これからしっかりと検討していかないといけないと。問題の大きさというのは承知しておりますが、これから具体的なこととすれば学識経験者、交通事業者、関係行政機関とかで構成いたします防府市地域公共交通活性化協議会において議論をして、対応について考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 部長、済みません、もう少し大きい声でしゃべっていただくと聞こえやすいんですが、ちょっと遠くて聞き取れない部分がありました。

地域交通の活性化協議会ももちろんですが、議会にある総合交通体系調査特別委員会の意見も忘れないように含めていただいて今後、交通弱者、また交通不便地域等の解消に向けて、ともに取り組んでいただければということをお願いして、1点目の質問は終わります。

それでは、2点目の市道認定について。

これまで私は市道認定について、定例会や委員会等で再三の要望をしてまいりましたが、一向に議案に上がらないため、平成30年の第2回定例会で、どうなったのかお尋ねいたしました。その際、当時の土木都市建設部長より、個別に御協議させていただければという答弁をされましたが、その協議は一体いつになったら実現するのでしょうか。いずれにいたしましても、他の道路がどんどん市道認定をされる中で、私が要望してきた道路は一向に議案にすら上がりません。

そこでお尋ねいたします。

まず、1点目に、市道認定はどのようにすれば認定されるのでしょうか。選定の優先順位等の基準を教えてください。

2点目に、私の、この場ではお答えできないのなら、市道認定についてはしっかりと考えていただけるということでよろしいでしょうかとの質問に対し、しっかり検討して内部でも協議してまいりたいと考えておりますと答弁がありました。いつ、誰が、何回の協議を経てどのような結果になったのか、教えてください。

以上、2点についてお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 議員お尋ねの市道認定について、お答えをいたします。

現在、本市で定めている市道認定の基準では、市道路線編入基準に関する規程において、道路幅員が4メートル以上であること、道路敷の所有権を市に移転させることが必要であり、国道、県道、市道と接続して通り抜けることができるなどとしております。

現在、一番多く認定されている路線は、宅地開発の工事で設置された開発道路でございます。この開発道路は、家の入戸数——その区画の埋まりぐあいでございますけれども、それが50%以上を超えていること等を条件に現在ではしております。このような基準で市道認定をしておりますので、優先順位があるわけではございません。

また、議員お尋ねの、多分、農道だろうと思うんですがございますけれども、その農道に接続している開発道路がなぜ市道にならないのかということについてでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、市道に編入できる基準といたしましては、道路法でいうところの道路である国道、県道、市道に接続する必要があるといったことでございます。この農道にしか接続していない道路は、現在の市道路線認定基準からは外れているといったことが理由でございます。

しかしながら、住宅が建ち並ぶなど農道としてではなく、むしろ一般道路としての機能が主体になってきている路線もあることから、現在、農道を市道認定できる可能性について内部で鋭意検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 以前にも申し上げたんですが、重複するような形になるのかと思います。

これは農道です。農道とおっしゃられますが、では当該地区の農道と水路は、当時どのようないきさつでつくられたのか御存じでしょうか、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 農道につきましては、さまざまな補助事業、農林水産省の補助事業、土地改良法での整備であるとか、あとは多分、中関あたりなんかは防衛省の補助事業でかつてはやられた時期もございますので、そういったさまざまなものがございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） そうですね、私が言っているところも、まさにその防衛施設庁の補助を受けているということですが。

私がちょっと個人的に知っている職員のOBにお聞きしたところ、当該地区の農道と水

路は防衛施設庁の補助を受けてつくられたそうです。その際、完成後は市道に編入することが条件であったことから、完成後は市道に編入することを確約するという公文書を提出して事業採択を受けたとのことでした。このことは御存じでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 以前の市議会でそういうお話も出たということいろいろ精査していますが、そういう事実は確認できませんでした。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） この公文書については、残念ながら当時の担当課が控えを紛失しているとの話もお伺いいたしました。紛失したから、今わからないから、約束はなかったことにしようというのはちょっといかがなものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） そういったことについては承知しておりませんので、申しわけございません。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） わかりました。私もそういうことであれば、元職員の方に再度確認をしてみます。

しかし、この市道路線編入基準に関する規程については、第2条、第3条、第4条というところでこの基準には適合していると思いますが、どうしてもと言うのであれば、先ほど言った第4条の第2項の特例に適合していると思いますが、今後、市道認定されるような方向で進んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） いろいろ規程というものを運用するのは職員でございますので、その運用をどうしていくかといったことで今、知恵を働かせているところでございます。

今、和田議員がおっしゃっている地域については、その農道がもう農道でなくなっている。ほとんど農道の役目というよりも一般道路であるといった認識は持っております。ただし、農道を市道に——じゃあ、農道のままで市道何号線というのにしていくべきなのか。市道として、いわゆる農道から市道に格上げという形にするのか。農道についても例えば、農林水産省でやっている事業の農道なんかも、ほかの地域の農道のこともございます。田んぼの中に本当に農道としてある農道もございます。管理がやれんから市道という要望もございます。

そういったものまでということにまでつながってまいりますので、その所有形態であるとか利用形態であるとか、そこら辺をよく精査していかないと、なかなか農道でも何でも市道にしてくれ、ということにつながらないようにしていかなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 農道の管理者は市の管理になっておると思うんですが、同じ防府市が維持管理されるのであれば、専門部署が維持管理されてはどうかと思いますが、その辺のところを前向きに、柔軟にしっかり考えていただきたいと思うんですが、今後そういった協議はいつ行われて、いついつまでにその返答はなされるんでしょうか、お伺いいたします。随分待ちましたんで、ここはお伺いしておきます。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） いつまでというお約束はしかねるところはございますけれども、近いうちにやりたいというふうに部下には、もう随分前から指示はして協議を進めているところでございます。

ただ、土地の中に、いわゆる私有地の部分があったりとか、農道の場合はさまざまありますので、そういったことも全て一つ一つ調査してやっていかなければいけないので、そこら辺を踏まえて、じゃあどこまで今回はやっていこうかと。一どきにということは無理だろうというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 時間もございますので、この2点目については以上で終わります。

それでは、最後3点目の質問ですが、三世代同居定住促進事業についてお伺いいたします。

令和元年の第2回定例会で同様の質問をいたしました。私といたしましては、納税されている市民のことを考えれば、納得のいく答弁内容ではございませんでした。また、制限時間の関係で思うように聞けないところもありましたので、再度質問させていただきます。したがって、内容が前回と重複した部分もあろうかと思いますが、御了承ください。

私は、これまで本市が、多世代で互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、家庭内教育の向上や子育て支援等の観点から、三世代同居を推奨されておりますことに大賛成をいたしておりました。

現在、福祉に対する予算が年々増加していく中で、三世代で同居され、親の面倒を子どもが見る、孫の面倒を祖父母が見る、それぞれの世代でお互いを支え合いながら生活する理想の生活形態ではないかと思えます。このことは当然ながら、福祉に対する費用の削減にも結びついていくと思われることから、できるだけ多くの方々に三世代での同居をしていただくよう、市としても支援していくべきと考えてきました。特に、人口の少ない地域の活性化や交通弱者・交通不便地域の解消、あるいは生徒数の増加などを図るには、有効な手段の一つと考えております。

ところが、今年度から突然、これまで市内の持家住宅に居住している市民が三世代同居のためにリフォームする場合、要件に適合していれば補助対象となっておりましたが、市外から新たに転入し、三世代同居を始める者、いわゆる移住者のみが補助対象者に変更されております。

そこでお尋ねいたします。

まず、1点目に、なぜ納税されている市民が補助対象者から除外されたのでしょうか。

2点目に、移住者に対し、いろいろと補助されることについては異論はございませんが、市政は市民のために行うものであると私は常々思っておりますが、このような移住者最優先の考え方はいかがなものでしょうか。市政は誰のために行うのか、いま一度、再確認の上からお尋ねいたします。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 質問事項3番目の、三世代同居定住促進事業についてお答えをいたします。

まず、1点目の、なぜ納税されている市民の方が補助対象者から除外されたのかという御質問でございます。

平成28年度から3年間実施した三世代家族の形成や、維持に当たっての住宅の新築や購入、増改築やリフォームを支援する防府市三世代同居支援補助金につきましては、既に三世代で同居・近居されている世帯を除き、新たに三世代で同居・近居される方を支援する山口県の事業との相乗効果を図るとともに、県の事業と重複しての活用も可能としたことで市民の方同士に限らず、市外・県外から移住して来られる方に防府市を選んでいただいて、防府市における、さらなる三世代家族形成の促進を図ることを期待したものでございました。

しかしながら、本市の事業につきましては、一定の資力のある方へのさらなる個人資産の形成を後押しする事業ではないかとの御指摘が多くあった中、山口県におかれましては、

従前の事業をふるさと子育て住まいの補助金へと見直され、県外から転入する親子が新たに県内で三世代同居・近居を始められる場合にのみ対象となる事業へとリニューアルをされたところでございます。

本市といたしましても限られた予算を効率的・効果的に活用するため、山口県と同様に、市内への転入がある世帯の三世代家族の形成を支援する事業へと見直しを行い、引き続き県事業との重複活用を可能とすることで、情報発信などにおいて県との相乗効果を図り、これまで以上に県外からの移住者の方に防府市を選んでいただけるよう、新たな事業として防府市三世代同居定住促進事業補助金を創設したものでございます。

今年度から実施の防府市三世代同居定住促進事業補助金につきましては、市外からの住民の還流・移住を促す中で、三世代家族の形成を支援させていただく新たな事業として、市内の方が転入者と三世代家族を形成される場合や、三世代家族で転入される場合を対象とするもので、市民の方の全てが対象外となったものではございませんので、御理解をお願いいたします。

2点目の御質問でございますが、このたび御質問の防府市三世代同居定住促進事業につきましては、住民の移住・還流を促すに当たって、特に市内にお住まいの市民の方に市外からの親族を迎えていただくこと、そしてその際、新たに三世代家族を形成していただくことを期待した事業でございます。

本市に転入し、新たに三世代家族を形成された方々は本市を生活の拠点とされ、そして経済的・社会的な活動を続けられることとなります。これらの活動に伴う市税収入や、地域の担い手としての活動こそが、既に市内にお住まいの市民の方への行政サービスや、地域コミュニティの維持につながるものでございますので、御理解のほどお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○2番（和田 敏明君） 前回の答弁でもございましたように、一定の資力のある方への後押しということで、要は理不尽が生じるんじゃないかということですが、それであれば商店街活性化事業等々、全てが理不尽ということになってまいります。

この三世代は、逆に福祉予算の軽減につながるんじゃないかというふうにも捉えられますが——稼ぐことはしないのかもしれませんが——ただ、軽減・削減にはつながると思いますが、そういった意味では、十分これまで行ってきた商店街活性化事業等々とも特に整合性はとれているというふうに判断しますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） さきの本会議でも申し上げたかとは思いますが、施策にはそれぞれ目的といったものがございます。

この施策につきましては、いわゆる市外・県外の方を招き入れることをまちづくりの糧にしていこうといった事業目的がありまして、そういったところで税収の話とかを先ほどもしましたけれども、そういったことが地域への活動に役に立つ、そのマンパワーというのが役に立つといったことを期待した目的の事業でございますということを申し上げたと思うんですが、今回も繰り返しになりますが、御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○2番（和田 敏明君） そうですね。前回の一般質問でも市長のほうから施策でそれぞれの目的があって、あくまでもこの施策については移住者を増やしたいとの答弁がなされておりますが、市民税などをきちっと納税されており、三世代を形成されようとしている市民に対しての施策は、まさにこのたびの新年度予算で市長みずから廃止されております。これになりかわって、市民を対象とした三世代を促進していくような事業がほかにあるのでしょうか。

例えば逆に、U J I ターンなんかを促進されている事業は残されております。中には例えば、働くほうでも、農のほうでも、拓け！！ほうふ農みらいプロモーション事業なんかでも就農体験希望者を支援しますということで、これも県外在住ということですが、対象者が。

また、中小企業振興資金融資事業なんかでも、中心市街地活性化リノベーション資金ということで、これについては市内の方も当然対象となっておりますが、例えば市外からも入って店舗を出せばこういう補助は受けられるわけですね。でも税収は、どこに落ちるのでしょうか。こういったことも残されているんですね。これこそ理不尽ではないでしょうか。

私は、外から招き入れることは反対しておりません。人口減少を食いとめる、あるいは増加を目的とするならば、まずは今頑張っておられる、また頑張っておられた市民を離さないことが極めて重要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） そういった視点も必要かとは思いますが、限られた予算の中で施策をしていく中で、今のような事業体系になっておりますので、御理解賜ればというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 全く理解できません。人口減少を食いとめるに当たって、ほとんどの自治体である手この手を使って移住者を推進あるいは促進なされていると思いますが、三世代限定で移住等を考え、じゃあ別々に暮らしている家族が移住先を、どの世代を基準に合わせていくかと考えたときに当然、現役で働く世代に合わさざるを得ないのではないのでしょうか。

例えば、東京で働いておられる息子さんたちを防府に呼び戻そうとなったときに、じゃあ、その所得まで補償できるのかといたら、できないわけですよ。ここまでやるというのは大変ですよ。でも逆はあるわけですよ。防府市で子どもさんが働いておられる、そこへまた帰ってくる。逆に福祉予算が膨らむ確率が上がると思われませんが、このことから三世代のみに移住者を限定するのは、防府市にとってプラスに働くとは考えづらいと思います。

逆に先ほど申し上げたように、市民も対象にしていけば、福祉予算の軽減にもつながるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、これはあくまでも、いわゆるUJIターンを主な事業目的としてというふうに申し上げてきたところでございますが、その中の一つとしてこの事業があるといったこととございますので、他の事業と比較するのは適当ではないのかなというふうには考えております。

それは市の、いわゆる市政全体といいますか、そのバランスの中で考えられていくものでございますので、あくまでもこれは三世代同居の事業をUJIターンに少し軸足を移した事業としてリニューアルをしたと、これだけを見ればそういったこととございますので、ほかにも事業目的に合った事業があるわけとございますので、全体のバランスの中で考えていただければというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） よくわからないんですが、全体のバランスの中でこの事業はおっしゃられますが、じゃあ今、納税されている市民に対して三世代を形成するに当たって、その目的を果たすような事業がほかにあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 現在、納税されている市民、私とか議員さんなども含めてそうなのでございますけれども、いわゆる三世代を形成するために家を建てると。市内同士でひっついて、そこに50万円お金が出ますと。以前はそうだったわけですが、そういったことでいろんな御批判を受けてきたというのは答弁で申し上げたとおり

でございます。

ですから、議員さんはそういうふうにおっしゃいますけれども、そういった批判を浴びてきたことも事実でございますので、これはさまざまな意見があると思えますけれども、その投資の仕方というのは、そこら辺のバランスも考えながらしていかなきゃいけないものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） もうなかなか時間も過ぎてまいりましたので終わりにしますが、基本はあくまでも市民が一番であって、移住者に対してはその上乘せで補助をするべきと考えております。

いずれにしても、これまで頑張ってきて一生懸命納税されてこられた市民が対象外と、もともと対象であった者がその対象外とされるのは、これは理不尽としか言いようがありません。

このことを申し上げて、以上で私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、22番、和田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、10番、宇多村議員。

〔10番 宇多村史朗君 登壇〕

○10番（宇多村史朗君） おはようございます。午前中の最後の質問になります。会派「自由民主党」の宇多村でございます。

本日は、大きく3点の質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。説明の途中でパネルを使わせていただきますので御了承ください。

まず、1点目の福祉タクシー利用券交付申請書等の負担軽減についてお尋ねいたします。

防府市は、昭和58年3月22日に福祉都市宣言として、「心のかようきめ細かい福祉」を求める市民の願いを全市民の協力のもとに福祉への多様化する需要に対し、時代に即応した福祉施策を強力に推進していかなければならない。市民はすべてが健康で、文化的な生活を営めるよう市民一人一人があたたかい思いやりのある福祉の心を育て、明るい活力のある福祉都市の建設を決意し、ここに防府市を「福祉都市」とすることを宣言いたしております。

防府市障害福祉計画（第5期計画）では、基本目標として、現行の長期計画に掲げる地域生活の支援、障害者にやさしい環境づくり推進、社会参加の促進と生活能力向上の支援

の基本的な考えに沿って、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、障害福祉サービス、その他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めていくことが必要としております。

また、障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者総合支援法の基本理念に則り、障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援していくことが求められるとしております。

障害のある人をはじめ市民すべてが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくりを基本目標とされ、そのために、1、障害福祉サービス等の充実、2、福祉施設から地域生活への移行促進、3、福祉施設から一般就労への移行促進、4、地域共生社会の実現に向けた取り組み、5、計画相談の充実、研修の充実などを掲げられ、その計画推進に当たって基本的な方向を定められております。

障害のある人の生活を地域全体で支える共生社会を実現するための基盤整備を進める分野になるかと思いますが、福祉タクシー利用券交付申請等の負担軽減についてお尋ねいたします。

防府市では、防府市中心身障害者福祉タクシー助成事業実施要綱を昭和56年4月1日に制定されております。この要綱は、心身障害者が利用するタクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大をもって福祉の向上を図ることを目的としております。

市内に住所を有する心身障害者及び市内の入所施設に入所しておられる心身障害者の方で、1級から3級までの身体障害者手帳の所持者、また療育手帳Aの所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者に対し、福祉タクシー利用券を交付されております。

交付対象者ごとに交付枚数を定め、対象者に対する助成の利用1枚につき500円を原則として、年間50枚を限度とするということで助成事業を実施されております。透析患者の方は別に定めております。

実施要綱第4条の福祉タクシー利用券の交付申請と同意の項では、対象者及びその代理人は、福祉タクシー利用券の交付を受けようとするとき、身体障害者手帳、療育手帳、障害者保健福祉手帳を提示し、市長に申請書を提出することになっております。

申請者から申請と同意があった場合、交付が適当と認めるときは、障害手帳の余白と交付するタクシー券との間に割印を押し、対象者に即日タクシー券を交付することができるとしております。

今回の質問は、現在、市の本庁窓口で行われている利用券の交付申請手続についてでござ

ございます。福祉タクシー利用券が欲しいが、何らかの事情で市役所まで来ることができず、交付申請手続きができなかった方がいらっしゃるのではないかと懸念しております。

昨年のごことではございますが、市民の方で、交付申請に行きたいのだけれども、わざわざ市役所の本庁まで行って、窓口で手続きをしなければならないのか、もっと身近にある防府市役所出張所で交付申請の手続きをさせていただけないのだろうかとの要望をお受けいたしました。

障害のある人の生活を地域全体で支える共生社会を実現するための基本整備を進めるという基本目標の実現のためにも、福祉タクシー利用券交付申請書の負担軽減について御配慮をお願いしたいと考えておりますが、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 10番、宇多村議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 宇多村議員の福祉タクシー利用券交付申請書等の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

本市の障害者福祉につきましては、障害のある人をはじめ市民すべてが住みなれた地域で、共生し安心して、生きがいを持って暮らせる地域づくりを基本目標とする防府市障害者福祉長期計画を策定し、福祉の増進を図っております。

防府市心身障害者福祉タクシー助成制度は、心身障害者が利用するタクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲を拡大し、もってその福祉の向上を図ることを目的とするものでございます。

福祉タクシー利用券の交付状況についてでございますが、8月末時点におきまして、タクシー券の交付対象者数は3,686人であり、そのうち交付人数は1,826人となっております。交付人数が少ないことにつきましては、移動手段をお持ちの方や病院に入院されている方などが申請されていないと考えております。

議員お尋ねのタクシー券の申請手続きを市役所出張所でも行えるよう改善はできないかとの御質問にお答えします。

タクシー券の交付を希望される方は、市役所障害福祉課の窓口で申請手続きを行っていただいております。また、市役所にお越しになれない場合は、代理の方により申請することができますので、御利用をいただければと思っております。

なお、出張所でのタクシー券の交付につきましては、業務体制の問題などもあることから、今後の検討課題とさせていただきます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 宇多村議員。

○10番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。

現在の申請は、代理申請ができるということと、今後、出張所での申請については検討するという回答でございました。少し残念な気がいたしますが、市役所出張所での交付申請の手続を望む声も多くありますので、今後とも前向きに検討していただきたいというふうに思っておりますので、要望して、この項の質問を終わります。

続きまして、農福連携について御質問いたします。

農業と福祉との取り組みの必要性をうたったこの取り組みは、既に2年前から始まっております。例えば2017年2月の日本農業新聞には、島根県の取り組みとして、福祉事務所の職業指導員に農作業を学んでもらう、指導者養成スクールの全日程を終えたとの記事が掲載されております。

スクールは、障害者の就労機会の拡大や工賃向上を農業で後押しするため、初めて開設されたものであり、既に米や野菜づくりなどを手がける事業者や農業の導入を検討する福祉施設から8人が受講したとあります。5月から8月にはブドウ、9月から11月にはトマトで、それぞれの生育ステージに合わせた栽培管理を全12回にわたり実践、同時に施設利用者に適切な作業をしてもらうコツも学んだとあります。

これに対し、受講者の1人は、初めての作業が多くて難しかったが、たくさんの手間をかけるほど収穫の喜びも大きいと、手応えを感じたと報道されております。

また、昨年3月の新聞には「農福連携広がる」との大見出しで、農業分野の人材確保としても農福連携が注目される一方で、農家側の雇用体制の整備などに係る負担も大きいとした課題も指摘されております。

そうした中、静岡県浜松市の取り組み事例として、農家や福祉施設だけではなく、自治会や企業、専門家が一体となりユニバーサル農業研究会を組織し、障害者の就労支援と農業経営の改善を両立する協力体制やノウハウの共有を推進するとしております。

最近では、連携に取り組み始めた農家が、地元にある企業の特例子会社——これは、全ての事業者は障害者の法定雇用率を確保する義務があるが、一定の要件を満たせば、子会社に雇用する労働者を特例として親会社の実雇用率に算定できるといった、特例子会社に作業委託することで雇用などへの不安を解消して、参入しやすくしている事例も紹介されております。

国の農政審企画部会では、人手不足が深刻化している野菜農家から意見聴取する中で、特に手間のかかる野菜づくりは深刻な労働不足に直面している事実遭遇し、福祉関連施設と協力する農福連携や、外国人実習生らを募るなどした人材確保に苦慮しているという実態が浮かんだとしております。

これを受け政府は、本年4月25日、東京永田町の首相官邸において、省庁横断で農福連携を進めるための方策を検討する農福連携等推進会議の初会合を開いております。議長を務めた菅官房長官は、会議終了後、貴重な意見を聞くことができた。障害者が意欲と能力を発揮し、働くことのできる場の拡大と農業分野における貴重な働き手の確保につながるとコメントしております。

これを受け、本年6月の新聞報道ですが、農水省は、農福連携を後押しするために、障害者を受け入れる農家に対し、適切な作業指示ができるよう助言する農業版ジョブコーチと、農家と障害就労施設をつなぐ施設外就労コーディネーターの育成に乗り出したとコメントしております。社会福祉法人やJAなどを対象に、農業と福祉両方の実態がわかる人材を確保し、地域での農福連携のかなめとしたい考えでございます。

農福連携は、農業現場での労働力確保、障害者の生きがい創出など双方に利点があることから、厚生労働省と農林水産省は合同で「福祉分野に農業を」と題し、支援制度などの案内も出しております。

そうした中、近年、福祉分野と農業分野が連携した農福連携の取り組みが各地で盛んになっており、政府が定めたニッポン一億総活躍プランでは、障害者等が希望や能力、障害の特性等に応じ最大限活躍できる環境を整備するため、農福連携の推進が盛り込まれております。

また、障害者基本計画（第4次）平成30年3月閣議決定や、経済財政運営と改革の基本方針2018でも、農福連携による障害者等の農業分野における就農・就労の促進が位置づけられており、取り組みが進められております。

また、我が国は超高齢化社会を迎えつつあり、農業は元気な高齢者の活躍の場としてはもちろんのこと、認知症など介護を要する高齢者の生きがい等の場としてのニーズも高まっております。

高齢社会対策大綱では、活力ある農山漁村の再生のため、高齢者の活躍や生活の場としての整備が位置づけられており、取り組みが進められております。

こうした農福連携の取り組みは、地域における障害者や生活困窮者の就労訓練や雇用、高齢者の生きがい等の場となるだけでなく、労働力不足や過疎化といった問題を抱える農業・農村にとっても、働き手の確保や地域農業の維持、さらには地域活性化にもつながることから、より一層の推進が求められております。

そこで質問いたします。ただいまお示ししましたように、政府は省庁の垣根を乗り越え農福連携を推進しようと、ハード・ソフト面で支援策を示しております。今後、防府市として農福連携をどのように推進されるおつもりかお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 宇多村議員の農福連携の推進についての御質問にお答えいたします。

農業は、食料の確保という人間の生活の根源にかかわる非常に重要な産業であり、本市の中山間地域を含めた農業の活性化が、市全体の活性化には欠かせないと考えております。

しかしながら、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、担い手不足や高齢化の進行に伴い、新たな労働力の確保が大きな課題となっているところです。

また、障害者等が生きがいを持ち、自立した生活を営む上で、就労場所を確保することが大きな課題であると認識しております。

こうした中、議員御案内の農福連携の取り組みは、新たな労働力を確保したい農業と障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を促したい福祉との双方の課題を解決できる有効な手段の一つであると考えます。

国におかれては、6月4日に開催された農福連携等推進会議において、農福連携のさらなる推進に向けた方策を総合的にまとめた農福連携等推進ビジョンを決定され、関係省庁等による連携を強化し、農福連携を推進していくこととされております。

農業は、定植から収穫までの過程に多くの作業があり、障害の特性や個々の障害の程度に応じて作業を行うことができ、障害者等に適した就労先の一つであると考えております。

本市におきましては、いち早く、山口県がモデルとして実施された農福連携就労支援推進事業を活用し、台道にある障害者就労施設夢かれんが、山口市の農事組合法人からの委託を受け、苗箱の洗浄作業に取り組んでおられます。

この農福連携を本市で推進するためには、その受け皿となる農業の規模拡大が必要であると考えますので、県が整備を進める農林業の知と技の拠点や山口県農業協同組合としっかり連携し、本市農業を牽引できる集落営農法人等の経営体の育成を進めるとともに、障害者等を受け入れるための仕組みづくりについても検討していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 宇多村議員。

○10番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございます。

そこで、1点質問させていただきます。先月29日の農業新聞に掲載されていた記事を御紹介させていただきます。

生きがい一役、農福連携に懸命。介護施設と農業両輪の例として、岩手県のNPO法人の取り組みが紹介されておりました。内容としては、高齢者や障害者と農業振興をつなげて地域を守り立てようと農家らが奮闘し、冬の加工品開発や特産品の栽培など工夫し、利

用者の健康対策や生きがいつくりにもつながる取り組みということで、利用者からは外で農作業をすることで元気になったとの喜びの声が上がっているということです。

防府市では、このような高齢者と農業をつなぐ取り組み事例はありますでしょうか。今後どのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

農業におきましては、担い手不足とともに、農業者の高齢化が大きな課題となっており、2015年の農業センサスによると、防府市内の農業就業者の平均年齢は約70歳で、農業者の65歳以上を占める割合は7割を超えておるところでございます。

市では、農業大学校と連携して、若い新規就農者の確保に取り組んでいるところですが、農業大学校では、若い担い手向けの研修だけでなく、退職後に就農される場合においても農作業体験や研修を実施しておられますので、高齢者が就農する場合にも活用することが可能でございます。

また、健康づくりや介護予防等を目的とした高齢者施設等と農業の連携については、大平山市民農園をはじめ、防府市農業公社が管理するミニ農園がございますので、高齢者の生きがいつくりの場として御利用いただけるよう、施設の方にも働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 宇多村議員。

○10番（宇多村史朗君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

市内のデイサービス施設のうち、利用者に農業体験をしてもらうことなどについて、実際に検討されている施設もあると聞いております。今後、利用者の健康対策や生きがいつくりにもつながる取り組みである農福連携の推進については、国においてさまざまなメニューが用意してあるということでございます。

市としては、防府市高齢者保健福祉推進会議や防府市障害者保健福祉推進協議会などの機会を利用され、農福連携の周知を図られるようお願い申し上げまして、この項の質問を終わらせていただきます。

○議長（河杉 憲二君） 質問の途中でございますが、ここで昼食のため、1時5分まで休憩といたします。

午後0時 1分 休憩

午後1時 4分 開議

○議長（河杉 憲二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を続行いたします。10番、宇多村議員の3項目めの質問から再開をいたします。10番、宇多村議員。

○10番（宇多村史朗君） 続きまして、ジャンボタニシ対策についてお伺いいたします。

この項につきましては、同僚議員の協力のもとで、パネルでどういったものかというのをお示ししたいと思います。

本質問は、平成29年12月議会において、また平成30年の7月議会において、その対策をお願いしたところでございます。今回で3回目の質問になります。どうか、執行部におかれましては、私の熱い思いを御理解され、誠意ある御回答をお願いいたします。

平成29年12月議会では、農協が合併し県1農協となることから、今こそ行政と農業協同組合が連携強化しながら、農業振興に努めることが必要だとお願い申し上げました。

また、農協支所座談会などで、ジャンボタニシの被害が報じられ、その繁殖力が強く、他地域のほ場に容易に広がりやすいので、何とか対策をしてくれという声が多いとお話させていただきました。

ジャンボタニシは、今から約40年前、1981年に台湾から初めて日本に持ち込まれたこともお話をさせていただきました。今では、世界の侵略的外来種ワースト100リストの1種に指定されております。東アジア、東南アジア各地で稲の害虫とみなされております。

ここでパネルをお見せいたしますと、こちらの赤いのがジャンボタニシの卵で、7月に撮影したものでございます。

山口県では、山口県農作物病害虫・雑草防除指導基準でジャンボタニシ防除対策の指針を作成しており、その中で、農作業を受託した場合は、貝が移動しないような対策を事前に検討すること。未発生地では、ジャンボタニシを活用した雑草防除に取り組まないようにすること。ジャンボタニシを雑草防除に利用する場合には、周辺の水田耕作者の同意を得ること。また、当該水田以外に貝が逃げ出さない措置をとること。

次に、ジャンボタニシによる雑草防除作業を中止する場合は、みずからの責任で貝を適正に駆除すること。

次に、既に発生した地域では、水稻収穫後の秋や田植え前に、反当たり石灰窒素を20キロから30キロ、全面散布することが有効であり、冬期には、厳冬期に2回程度トラクターを入れ、掘り起こすことなどが指摘されております。

市内には、農薬や化学肥料を使用せずに、自然の力のみで作物をつくる有機農業を営んでいらっしゃる方も多くいらっしゃいます。有機農業は、安全で地球に優しいというメリ

ットがあると言われており、農薬を使わずに稲作を行われ、農業振興や地域の活性化に努めておられる方がいらっしゃるのによく承知しております。

先ほど、県の防除指導基準の中で、ジャンボタニシを雑草防除に使用する技術のことを紹介いたしました。これは一つの農業技術であり、生産に伴う経費の削減に有効であることから、大いに評価できると考えております。

しかしながら、今年度行われた農協支所座談会でも、昨年度同様、牟礼、大道、西浦など、多くの地区の農業者から対策を希望する声が出ており、これらの声に耳を傾ける必要があると考えております。

私が、山口県内のスクミリンゴガイ——ジャンボタニシの生育状況を独自に調査した結果を申し上げますと、岩国市は被害情報が市の担当窓口が届いておりません。すなわち、生息情報は寄せられてないということでした。また、宇部市、山陽小野田市、萩市も同様で、市に貝の生息状況は寄せられていないということでした。下関市では、瀬戸内海側に少し生息状況があると聞いたことがあるとの回答がございました。

山口県では、中央部に当たる東から柳井市、田布施町、平生町、防府市、山口市にジャンボタニシが多く生息していることとなります。そのため、早期の対策が望まれていたわけでございます。

今回、3回目の質問でございますが、1回目、2回目の質問に対する市の回答を要約いたしますと、本市における貝の生息範囲は、平成25年度では約20ヘクタールであったものが、平成29年度では195ヘクタール、4年間で約10倍も生息域が広がっていると回答されております。早い時期から対策を試みていれば、ここまで被害が増大することはなかったのではないかと、残念な思いであります。

また、ジャンボタニシを除草に活用する農家の状況については、ジャンボタニシはやわらかい草を好んで食べるため、ジャンボタニシを除草に活用されている農家の方は、この性質を利用し、みずから苗を一定以上の大きさに育ててから植えつけることで、除草に要する手間の削減や農薬に係る経費削減に効果を上げているとの回答であり、今後のジャンボタニシ対策については、ジャンボタニシが既に生息している地域では、駆除効果の高い農薬を適切な時期に散布するほか、田植え後の水かさを浅くし活動を抑制するなど、被害を受けにくい環境づくりが大切であり、現在生息していない地域では、農業機械に付着した土を十分洗浄するなどして、ジャンボタニシを持ち込まないことに努める必要があります、こういった対策を県農林水産事務所や農協と連携し、農家の皆様にしっかりと周知していくとし、駆除に対する対策としては、関係団体と連携し、被害に遭わないよう対策を周知していくと回答されるにとどまり、駆除経費を補助するなど、単独市費を組むような具体

的な対策はしないとされております。

そこで、御質問いたしますが、1点目、過去の答弁で、県、農協など関係団体と連携し、被害に遭わないよう対策を周知していくと回答されておりますが、いつ、どのような形で周知を図っていかれたのか。また、稲作農業者にどのような指導をされたのか。そのとき、農家の皆様からどのような反応があったのか、対策を望む声はなかったのか、具体的にお伺いいたします。

2点目の質問でございますが、県内において、ジャンボタニシが集中的に生息しているのは、先ほども申し上げましたが、柳井市、田布施町、平生町、周南市、防府市、山口市です。防府市を除く全ての市町において、何らかの対策をとっておられます。平成30年度における、今申し上げました市町の防除対策に係る市の助成実績についてお伺いいたします。

3点目、山口県農業共済組合では、平成30年度から個別の農家を対象とした取り組みとして、ジャンボタニシを駆除するための薬剤費購入費用の10%を助成しております。平成30年度の実績を申し上げますと、防府とくち管内の農業共済組合員の13軒の農家から申請があり、共済組合からの助成金は5万6,000円であるということでございます。

先ほどからも申し上げておりますように、ジャンボタニシが自分の田んぼにいることを嫌う農家の方も多数いらっしゃいます。防府市では、県農業試験場の移転も含め、農業振興に力を入れられております。少子高齢化の中、耕作放棄地の増大、離農が増えるなど、農業を取り巻く環境が厳しいことは御承知のとおりです。農業に励まれる皆様のお気持ちを十分理解され、営農支援する立場からも、新年度において何らかの方策を講じていただきたく、お考えをお伺いいたします。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宇多村議員のジャンボタニシ対策についての御質問にお答えいたします。

農作物の病虫害被害を軽減することは、農業者の方の営農意欲の向上や農作物の品質向上につながり、農業経営の安定化を図る上で大変重要なことであると認識しています。

はじめに、ジャンボタニシ防除について、稲作農業者にどのような指導を行っているのかとの御質問でございます。

ジャンボタニシが既に生息している地域では、被害を受けにくい環境づくりが大切です。

また、現在生息していない地域では、新たにジャンボタニシを持ち込まないこと等に努める必要があります。

本市では、山口県や山口県農業協同組合と連携し、こうした取り組みの重要性について、山口農林水産事務所の普及指導員の方やJA防府とくち統括本部の営農指導員の方から、農業者全般に対し指導をいただいております。農業者の方は指導員の方の丁寧な指導に感謝され、指導された対策を実践しておられるとお聞きしています。

さらに、今年度からは、地域農業の中心となる認定農業者や認定新規就農者の方へ、個別にジャンボタニシ防除対策資料を送付し、地域全体での防除の推進や生息地域の拡大防止に、より一層努めているところでございます。

次に、2点目の県内市町における防除対策に係る経費の補助実績でございます。

議員御案内のとおり、ジャンボタニシ被害のある県内5つの市町では、農協や集落営農組織などの農業者団体を対象に、防除対策に要する経費の一部補助を実施しております。

平成30年度の各市町の補助実績は、金額で申し上げますが、周南市が18万3,000円、柳井市が27万3,100円、田布施町が9万4,500円、平生町が12万9,900円、そして山口市が126万8,000円とお聞きしております。

最後に、3点目の新年度において何らかの方策を講じていただきたいが、いかがかとの御質問でございます。

私は、ジャンボタニシは水路を介して生息地域を拡大するため、この被害の防止には、個人による防除ではなく、地域ぐるみで一体となって継続的に防除に取り組む必要があると考えております。

このため、昨年、議員からの一般質問を受け、ジャンボタニシの防除を地域で取り組めるよう、ジャンボタニシの防除対策に地域で取り組む場合には、多面的機能支払交付金の対象となるよう県に要望を行ってきたところ、防除経費全額について多面的機能支払交付金から支出が可能となりました。

今後は、ジャンボタニシの防除について、多面的機能支払交付金を積極的に活用していただき、地域ぐるみで取り組まれるよう、農協等とも連携しながら、地域の皆さんに対しまして、しっかりと指導、また要請し、ジャンボタニシ被害の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 宇多村議員。

○10番（宇多村史朗君） ただいまの答弁、大変満足いたしました。いわゆる地域の問題は地域ぐるみで、みんなの力で対策をとるということで、ジャンボタニシの駆除に当たるということで、多面的機能支払交付金、いわゆる環境保全に地域のみinnで取り組もう

ということで、まさに80点、90点の回答であったというふうに思っております。ありがとうございます。

参考までに、先週金曜日に、いわゆる繁殖範囲が広がっていると言われていた西浦に現地調査に実は行ってまいりました。そこでの話をちょっとさせていただきます。

西浦の農家の方と田んぼを一緒に見て回って、何をしていたかというのと、田んぼの中に網持って、田んぼの周りずっと回りよって、網ですくいよってんですよね。何かと言ったら、タニシを日々取りよると、そういうお話でした。そこで、私も田んぼの周りを約10分間ぐりっと回って10匹程度取ったのがこれです。自宅に持ち帰りまして、人工芝の上に置いて、写りがいいということで写真撮って、こういうこと。

農家の方と、広がるから大変だねというお話をさせていただきました。そしたら、農家の方が、これは食用にもなるんだから、いっそみんなで食べたらどうだろうかというふうなことをちょっと冗談で言われていました。

具体的には、養殖で、いわゆる淡水からずっと育てておれば臭みもなかったりするんですけど、もともとは新山口あたりのほうの養殖場におった養殖のジャンボタニシが逃げ出したという話も聞いておりますので、そういったことで広がったという背景があるらしいということです。

いつか私も、3回も一般質問しましたので、もう試食してみようかなという気でおりますので、ネットで調べたら、つくだ煮にして、和風エスカルゴという名前で、サザエに似た食感があるというふうなことを聞いておりますので、いつか我々もそういう気持ちになって、いつか試してみようと思っております。

本日の回答につきましては、まさに多面的機能支払交付金というのが、こういった地域の課題に対応するような、本来の目的を持った補助金でございますので、ぜひ私のかかわったところには言いますし、ぜひ農協なども、心配してらっしゃいますので、関係団体のほうに、これで使えるようになったというふうなことをぜひ伝えていければと思います。ありがとうございました。

最後にお礼なんですけれども、私ももう3回にわたって質問してまいりまして、本当3回もつき合っていただきまして、大変感謝しています。ありがとうございます。

終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、10番、宇多村議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 続きまして、6番、曾我議員。

〔6番 曾我 好則君 登壇〕

○6番（曾我 好則君） 「自由民主党清流会」の曾我でございます。ジャンボタニシのように80点、90点の回答がいただけるように頑張りたいと思います。

それでは、通告に従いまして2点ほど質問させていただきます。

まず、ふるさと納税についてですが、ふるさと納税は地域活性化を目的に地方公共団体がみずから財源を確保し、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として、重要な役割を果たす制度として平成20年から始まっておりますが、過度な返礼品や地場産品とは無関係な返礼品が制度の趣旨にそぐわないとして、総務省は本年6月1日から過度な返礼品を送っている自治体をふるさと納税の制度対象外とし、税控除を受けられないよう法改正を行うとともに、返礼品は地場産品かつ寄附額の3割以下、仲介サイトへの手数料や送料を含んだ諸経費と返礼品の金額の合計で寄附額の5割以下に限定するなど、見直しを行っております。

その見直しの原因をつくったと言われる大阪府泉佐野市では、平成30年度におけるふるさと納税の受入総額は約498億円にも上り、返礼品に加え、送料、広報及び事務手数料なども加えた総額の約260億円を差し引くと、実に238億円もの税収がありました。ふるさと納税の全国の受入額は、昨年度総額、約5,127億円でありましたので、1自治体だけで約1割近くを占めたこととなります。この全国の総額である5,127億円のうち35.4%の1,814億円が返礼品の調達する費用に使われており、55%の2,820億円が返礼品にかかった総額に使われており、本来、行政サービスで使われるべき税収であるからこそ、本市としても行政サービスの低下を招かないよう、しっかりいただけるものはいただき、地場産品として地元企業の売り上げにもしっかり貢献する必要があると考えます。

では、本市の状況はと言いますと、受入総額は2,057万円となっておりますが、基本的に返礼品がないとされているNPO法人への寄附は約1,400万円を占めておりますので、返礼品目当ての寄附は641万7,000円しかなかったということになります。そのうち返礼品の調達する費用は、寄附額に対して17.6%しかありません。先ほどの全国と比較しても約半分の割合であり、県内市町の平均の28%と46%を比較しても、本市の返礼品にかかった費用がいかに安価であり、いい地場産品がありながら、それがうまく活用されていないのではないかと考えます。

過去には、平成29年9月議会の一般質問に対し、前市長は、それはすごい焼酎があるとか、すごい牛肉があるとか、豊かな温泉旅館があって泉質のいいところがあるとか、そういうものを売りにしているところと対等に競い合っていけと言われても、私は無理であろうと考えると非常に残念な発言をされております。せっかく本市には魅力のある地場産

品があるのですから、返礼品の調達する費用を限度額いっぱいの3割にすれば、寄附金も増え、本市の財政にも寄与するとともに、地場産品として地元企業の売り上げにも貢献できると考えます。

ここで、お尋ねいたします。

これまでのふるさと納税に対する返礼品の調達する費用も含めた本市の考え方と課題及び今後の方針について、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 6番、曾我議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 曾我議員のふるさと納税についての質問にお答えします。

昨今、一部自治体の過度な返礼品が問題となりましたふるさと納税ですけれども、ふるさと納税制度は、議員御案内のとおり、平成20年に地方税法の一部を改正する法律により個人住民税の寄附税制が拡充されたことに始まったものでございます。その後、制度の見直し等が行われております。現在のふるさと納税制度は、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について個人住民税の概ね2割を上限に、所得税と住民税から税額が控除されることとなります。

例えば、年収が300万円の独身の方であれば約2万8,000円。年収が1,000万円の独身の方であれば、約17万6,000円が控除を受けることができます。

一方で、寄附を受ける多くの自治体では、寄附された方に対し、地場産品等を返礼品として送るようになってきております。私は、この制度は納税者にとって寄附先を選択でき、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や応援したい地域の力になれる制度であると認識しております。また、返礼品として地場産品を送ることは、地場産業の振興にもつながるものと考えております。

ふるさと納税をいただくためには、防府の出身者や防府にゆかりのある方にPRすることはもとより、多くの自治体の中から防府を選んでいただけるような魅力ある市になること。返礼品等の地場産品を含め、防府の魅力や取り組みを全国にPRしていくことが重要であると考えております。

一方で、ふるさと納税は、あくまで寄附金であり、経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、制度の趣旨に沿った節度ある運用が求められています。このため、本市の返礼品を調達する費用につきましては、平成29年4月の国の数値において、返礼品割合に関しては社会通念に照らし、良識の範囲内のものとし、少なくとも寄附金額の3割以下とすることという考え方が示されましたので、それまでの返礼品を寄附金の4割相当とし、特に人気があったのは、かまぼこやちくわといった練り製品や自社でブレンドしたコーヒー

豆と伺っておりますが、その返礼品と送料や各種手数料を合わせて寄附金の3割以下とするよう見直しを行い、結果として、現在、返礼品については2割以下となっております。また寄附額も、大きく29年度は減収をしております。

こうした中にありまして、議員御案内のとおり、返礼品割合を寄附金の3割以下とすることや、返礼品等の募集経費を寄附金の5割以下とすること、地場産品の基準などが具体的に法律等に明記され、本年6月から適用されております。返礼品について具体的に法律等に明記されたことから、今後、多くの自治体が基準に基づく返礼品とされるものと考えております。

私といたしましては、これを契機に他の自治体に見劣ることなく、返礼品を国の基準等も踏まえ見直すとともに、地場産業振興の観点から、あわせて魅力的な返礼品、地場産品となるよう、来年度に向けて返礼品の見直しも行ってまいりたいと考えております。

私は、ふるさと納税制度を通じ、厳しい財政状況にありますので、少しでも多くの寄附金をいただけるように、また、返礼品を通じ、防府市の地場産業の振興を図りたいと考えております。

全国の自治体と同じ基準でふるさと納税制度を運用することになります。防府の出身者をはじめ全国の方々に寄附先として防府市を選んでいただくためには、活力あるまちづくりや観光振興による交流人口の拡大など、市としての魅力を高める取り組みを進め、それを県内外に発信していくことが何より大事でございます。

このため私は、防府市を全国に誇れるすばらしいまちにしていけるために全力で取り組むとともに、私自身、発信力のあります防府読売マラソンはもちろん、同窓会、県人会等、あらゆる機会を通じてふるさと納税のPRをしていきたいと考えております。また、幅広い人脈をお持ちの議員の皆様方の御協力を切にお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 曾我議員。

○6番（曾我 好則君） 大変心強い回答をいただき、まことにありがとうございます。

仲介サイトのアンケート結果によると、本年6月以降、返礼品割合が3割以下に統一されたことを受け、今後の寄附先の選び方で約9割の方に変化があると回答されております。同じ土俵で競争することが可能となり、今こそ大幅に増やすチャンスだと思います。ほかのアンケートでは、1回の寄附額は1万円が56.6%と最も多く、2万円以下が83.4%を占めておりますので、2万円以下の寄附に対する返礼品を充実させることが重要だと考えます。

例えば、防府読売マラソンの優先出場権やとれたて野菜の定期便や地場産品のコラボ商

品など、ふるさと納税限定商品を官民一体となって発掘することが必要だと思います。近年、体験型の返礼品が流行っているので、明治維新150年プロジェクトとして行った、ほうふ幸せますまち博の体験型ツアーの再現など、検討してみたいはいかがでしょうか。

次に寄附金の使い道ですが、隣接する周南市は12個も選択肢がありますが、本市には4つしか選択肢はありません。本市の特徴を生かす意味でも、文化財保護、スポーツの育成、子育ての充実や吹奏楽のまちに特化した使い道などをしっかり検討していただければと思います。

最近よく思うことは、県庁や山口市役所の職員は、観光や地場製品のPRにおいて商社化してきており、地元を売り込むために積極的に取り組まれていると強く感じます。本市においては、まだそこまで感じることはできませんが、市長みずから率先して県内外に本市の魅力を発信されておりますので、そうなる日は遠くないということを期待し、この項の質問を終わりたいと思います。

続いて、防府市防災施設整備事業についてですが、昨今、西日本豪雨や広島での土砂災害等をはじめ、地震、火山、河川の氾濫など、自然災害は全国各地で発生し、その被害は甚大で多くのとうとい命が奪われております。このため、国では、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策の推進の一環として、安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生の予防や災害の拡大防止を目的とする地方単独事業を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費が創設されたところです。

本市においても、本年度はこの事業を活用し、2億円を投じて17河川の浚渫を行うようになっております。また、新築地町地内においては、防災機能を備えた施設を整備するため、現在、設計・施工一括発注方式であるプロポーザルによる事業者の公募を行っております。当該事業の目的は、災害時支援機能として、周辺の海上輸送基地と連携し、野外活動の拠点としての防災支援機能を有する防災施設を設置。また、予定地周辺には、道の駅「潮彩市場防府」や緑地などがあり、平常時はそれらの既存施設と連携し、子どもから高齢者までの多様な人の憩いの場となるファミリーゾーンを整備し、防災機能を有した大型複合遊具等を設置するとなっております。

ここでお尋ねいたします。

1点目として、当該事業で設置する具体的な防災施設について。

2点目として、県の土地に設置するようになっておりますが、県との協力体制について。

3点目として、この防災施設を整備した後の期待する効果について、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 曾我議員御質問の防災施設整備事業についてお答

え申し上げます。

防災施設整備予定地である、三田尻中関港の三田尻地区は、県の三田尻中関港港湾計画の基本方針において防災の拠点として位置づけられ、大規模地震の発生等、災害時における物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設の強化を図ることとされており、県の地域防災計画においても防災拠点として位置づけられているところでございます。

一方で、地域住民が海に親しむことのできる開放的な親水空間や交流活動の核となる空間の創出を図ることも示されており、中でも潮彩市場防府周辺の区域は、国土交通省からみなとを核としたまちづくりを促進する、みなとオアシス三田尻の指定を受けているところでございます。

現在、その一環として、県により潮彩市場防府周辺の緑地の再整備が進められておりまして、西側芝生広場として整備が完了し、一般開放されている状況でございます。東側の防災施設予定地につきましても現在、整備に着手されておりまして、市といたしましては、県と調整を図りながら、災害時は防災の機能を有し、平常時には交流と憩いの場となるような市民の皆様にご喜ばれる施設をつくりたいと考えております。

そこで、まず1点目の具体的な防災施設についてでございますけれども、災害時には防災機能として、大規模災害時に荷さばき業務等の従事者や一時帰宅困難者を収容できる施設としても使用できる防災テントや防災シェルター、防災倉庫、かまどベンチなど、平常時には市民の皆様にご親しまれるような、みなとオアシス三田尻にふさわしい、港・船・瀬戸内の海や魚をコンセプトとする大型複合遊具などを設置することとしております。

次に、2点目の県との協力体制についてでございますが、現在は港湾周辺の除草作業などの環境美化活動を県・市・港湾関連企業で組織される防府みなと振興会の三者協力のもとで定期的に実施しております。今後につきましても、施設整備の予定の緑地が県の所有地であることから、管理体制を含めて連携と調整を図ることとしていただいております。

最後に、3点目の防災施設整備後の期待する効果についてでございますが、市といたしましては、この防災施設が整備されることにより大規模災害時における県央の防災拠点として、さらなる防災機能の強化はもとより、大型複合遊具を整備することで平常時に子どもから高齢者までの多様な世代の人々が集い憩うことのできるファミリーゾーンが生まれ、にぎわいの創出につながるものと考えております。

今後は、隣接する道の駅「潮彩市場防府」、防府みなと振興会や県と一体となって、このにぎわいを生かし、地域のさらなる活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 曾我議員。

○6番（曾我 好則君） ありがとうございました。

大規模災害時は、避難場所や県央の防災拠点として機能強化が図れるように防災テント、防災シェルター、備蓄倉庫などで使用でき、平常時には、大型遊具として使用できる施設を整備するということでした。

この事業は、交付税措置が7割ということで財政的にも非常に有利であるとともに、道の駅「潮彩市場防府」が隣接していることもあり、市民のみならず近隣市町からの集客も期待できることから、にぎわいの創出もさることながら、道の駅の売り上げにも大いに貢献する施設になると思います。

また、この施設に近隣して築地4号岸壁というのがありますが、ここは県内でも数少ない耐震強化岸壁になっております。耐震強化岸壁とは、大規模地震が発生した際に、発災直後から緊急物資等の輸送や経済活動の確保を目的に耐震性を強化した岸壁のことですが、広域輸送拠点としても県内で非常に重要な拠点に位置づけられておりますので、この防災施設とあわせ、より一層効果が高まるものと確信しております。

最後に、山口県地域防災計画の中で、市町は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護する役割が明記されております。防災については、これからもハード・ソフト両面の整備をお願いするとともに、子どもから高齢者まで笑顔と笑い声の絶えない明るく元気で豊かな防府市の実現をお願いいたしまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、6番、曾我議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、14時から会派代表者会議を開催いたしたいと思いますので、関係の方は議会運営委員会室に御参集ください。お疲れさまでございました。

午後1時45分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 9 月 1 0 日

防府市議会議長 河 杉 憲 二

防府市議会議員 吉 村 祐太郎

防府市議会議員 藤 村 こずえ